

# PayPay 決済サービス利用規約

## (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PayPay 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

## (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) PayPay 決済     | 買主と甲との間の商品の購入その他の取引において、PayPay 株式会社（以下「丙」という）が提供する「PayPay サービス」（ビジネスアカウントサービス及び PayPay 集金サービスを含むがこれらに限られない）を利用した決済手段であって、買主が、対価の全部または一部の支払いに PayPay サービスを利用し、丙が PayPay 加盟店規約等に基づき、甲に対して利用された商品の代金等相当額を支払うこと |
| (2) PayPay 決済サービス | PG が提供する PayPay 決済による商品代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (3) PayPay 加盟店契約  | PayPay 決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定の PayPay 加盟店規約及びそれに関連する取扱要領等を内容とするもの  |
| (4) 商品            | 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等（寄附その他送金行為を含むがこれに限られない）   |
| (5) 売主            | 商品を販売し又は提供する事業者（商品が寄付行為である場合には、寄付その他送金を受ける者を指す）   |
| (6) 買主            | 商品を購入し又は商品の提供を受ける者（商品が寄付行為である場合には、寄付その他送金を行う者を指す）   |
| (7) 本決済事業者        | 本サービスに含まれるいずれかの決済方法を提供する主体となっている事業者、及び、その提携事業者であって PG と当該決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者又は PG がその提携事業者である場合には PG の総称を指し、丙及び SB ペイメントサービス株式会社を含むがこれらに限られない  |

## (PayPay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 PayPay 決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

## (PayPay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が PayPay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、PayPay 決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び PayPay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、PayPay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、PayPay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

## (PayPay 決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、PayPay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

## (甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、PayPay 決済サービス及び PayPay 決済を利用するために必要となる甲側のコンピュータシステム及びその使用環境を甲の費用と責任によって確保し、運用し、保守しかつ必要に応じて適切に更新又は改修する。

2. PayPay 加盟店契約は、甲の申込内容に応じて丙との間で適用される丙所定の規約及びこれらに付帯する書面（ガイドライン（PayPay 決済の利用に関し丙が別途指定するサービスガイドライン、仕様書等のマニュアル類の総称を指す）、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、丙所定の URL より確認するものとする。

[\[https://about.paypay.ne.jp/terms/\]](https://about.paypay.ne.jp/terms/)

3. ビジネスアカウントサービス又は PayPay 集金サービスについての PayPay 加盟店契約は、前項に定めるものに加えて、丙との間で適用される丙所定の規約（以下の URL に掲示されているもの又は URL が有効でない場合は、丙所定の URL に掲示されるものを指す）で構成される。

[\[https://about.paypay.ne.jp/terms/businessaccount/\]](https://about.paypay.ne.jp/terms/businessaccount/)

## (PG の免責に関する特則)

第7条 PG 及び本決済事業者は、甲が利用する時点において PG 又は本決済事業者が保有している状況で PayPay サービス又は PayPay 決済サービスを提供するものであり、予定している目的、要求及び利用態様への適合性、有用性、有益性、セキュリティ、権原があること、並びに非侵害性、エラー、バグ、論理的誤り、中断及び不具合等がないことを保証するものではない。

2. PG 及び本決済事業者は、PayPay サービス又は PayPay 決済サービスにかかるシステムについて、エラー、バグ、論理的誤り、中断又は不具合その他の瑕疵を修補する義務を負わない。

3. PG 及び本決済事業者は、PG 若しくは本決済事業者が提供する商品等の金額その他注文に関する情報、又は、PG 若しくは本決済事業者により送金された額、件数、送金の履歴その他送金に関連する情報の正確性を保証するものでは

ない。

## 《PayPay 決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

### (適用範囲)

第8条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人としてPayPay加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結されたPayPay加盟店契約に基づくPayPay決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

### (代表加盟サービスの内容等)

第9条 PayPay決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

### (代表加盟サービスの利用)

第10条 PayPay決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

### (代表加盟サービスの利用の対価)

第11条 甲は、PayPay決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を  
以上